

豊明市附属機関設置条例（平成 2 6 年豊明市条例第 3 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○豊明市附属機関設置条例 平成 2 6 年 6 月 2 7 日 条例第 3 4 号 別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】	○豊明市附属機関設置条例 平成 2 6 年 6 月 2 7 日 条例第 3 4 号 別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】

現行

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	補助金等検討委員会	補助金等の適正化についての審査検討に関する事務	5人以内
	男女共同参画懇話会	男女共同参画社会の実現に向けた基本計画の策定及び改定その他 男女共同参画の推進についての調査審議に関する事務	12人以内
	外国籍市民施策懇話会	外国籍市民が抱える問題を把握し、それに対する施策の方針策定 についての調査審議に関する事務	9人以内
	市民提案型まちづくり事業交付金審査会	市民提案型まちづくり事業交付金の交付対象事業の審査に関する 事務	5人以内
	障害者福祉計画等策定・推進委員会	障害福祉計画を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的 な検討及び推進に関する事務	15人以内
	地域福祉計画推進委員会	地域住民、地域団体等との協働により、豊明市地域福祉計画の推 進についての調査審議に関する事務	12人以内
	障害者地域自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行うとともに に、障害者相談支援事業の推進に関する事務	15人以内
	高齢者福祉計画策定・推進委員会	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定・推進についての調 査審議に関する事務	20人以内
	高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	高齢者虐待及び障がい者虐待防止のための取り組み、虐待を受け た者及びその養護者に対する支援についての調査審議に関する事 務	20人以内

	福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等によるボランティア輸送としての有償輸送 についての調査審議に関する事務	1 1 人以内
	地域包括ケア連絡協議会	地域包括ケアシステム構築についての調査審議に関する事務	1 5 人以内
	老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの適正な入所措置についての審査に関する事務	5 人以内
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画策定及び幼児期の学校教育や保育、 地域の子育て支援についての審議に関する事務	2 0 人以内
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な保護及び支援対策推進についての審議に 関する事務	2 0 人以内
	予防接種健康被害調査委員会	豊明市の行う予防接種に係る健康被害についての調査審議に関す る事務	8 人以内
	地域農政特別対策事業推進協議会	地域農政特別対策事業の計画の策定及び事業の実施についての調 査審議及び現地協議に関する事務	1 8 人以内
	人・農地プラン検討会	地域の中心となる経営体の確保や経営体への農地集積のプランに ついての審査検討に関する事務	1 5 人以内
	都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画の基本的な方針である豊明市都市計画マスタープランの 策定についての調査審議に関する事務	2 0 人以内
教育委員会	新エネルギー推進委員会	新エネルギー推進計画の策定及び推進についての調査審議に関す る事務	1 5 人以内
	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等の対策についての機関の連携に関する事務	1 5 人以内
	市史編さん委員会	豊明市史の編さん、刊行についての調査審議に関する事務	5 2 人以内

	青少年健全育成推進員会議	青少年健全育成活動の推進についての審議に関する事務	6 人以内
	放課後子ども教室運営委員会	放課後子ども教室事業の運営に関する重要な事項についての審議に関する事務	1 0 人以内
	福祉体育館運営協議会	福祉体育館（中央児童館、老人福祉センターを含む。）各事業についての審議に関する事務	1 5 人以内
	スポーツ賞表彰審査委員会	スポーツの向上に貢献し、優秀な成績を収めた者で具申のあったものについての審査に関する事務	1 0 人以内
	文化会館運営協議会	文化会館の運営に関する重要な事項についての審議に関する事務	1 0 人以内

改正後（案）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	補助金等検討委員会	補助金等の適正化についての審査検討に関する事務	5 人以内
	男女共同参画懇話会	男女共同参画社会の実現に向けた基本計画の策定及び改定その他 男女共同参画の推進についての調査審議に関する事務	1 2 人以内
	外国籍市民施策懇話会	外国籍市民が抱える問題を把握し、それに対する施策の方針策定 についての調査審議に関する事務	9 人以内
	市民提案型まちづくり事業交付金審査会	市民提案型まちづくり事業交付金の交付対象事業の審査に関する 事務	5 人以内
	障害者福祉計画等策定・推進委員会	障害福祉計画を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的 な検討及び推進に関する事務	1 5 人以内

地域福祉計画推進委員会	地域住民、地域団体等との協働により、豊明市地域福祉計画の推進についての調査審議に関する事務	12人以内
障害者地域自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行うとともに、障害者相談支援事業の推進に関する事務	15人以内
高齢者福祉計画策定・推進委員会	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定・推進についての調査審議に関する事務	20人以内
高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	高齢者虐待及び障がい者虐待防止のための取り組み、虐待を受けた者及びその養護者に対する支援についての調査審議に関する事務	20人以内
福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等によるボランティア輸送としての有償輸送についての調査審議に関する事務	11人以内
地域包括ケア連絡協議会	地域包括ケアシステム構築についての調査審議に関する事務	15人以内
老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの適正な入所措置についての審査に関する事務	5人以内
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画策定及び幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援についての審議に関する事務	20人以内
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な保護及び支援対策推進についての審議に関する事務	20人以内
予防接種健康被害調査委員会	豊明市の行う予防接種に係る健康被害についての調査審議に関する事務	8人以内
地域農政特別対策事業推進協議会	地域農政特別対策事業の計画の策定及び事業の実施についての調	18人以内

		査審議及び現地協議に関する事務	
	人・農地プラン検討会	地域の中心となる経営体の確保や経営体への農地集積のプランについての審査検討に関する事務	15人以内
	都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画の基本的な方針である豊明市都市計画マスタープランの策定についての調査審議に関する事務	20人以内
教育委員会	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等の対策についての機関の連携に関する事務	15人以内
	市史編さん委員会	豊明市史の編さん、刊行についての調査審議に関する事務	52人以内
	青少年健全育成推進員会議	青少年健全育成活動の推進についての審議に関する事務	6人以内
	放課後子ども教室運営委員会	放課後子ども教室事業の運営に関する重要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	福祉体育館運営協議会	福祉体育館（中央児童館、老人福祉センターを含む。）各事業についての審議に関する事務	15人以内
	スポーツ賞表彰審査委員会	スポーツの向上に貢献し、優秀な成績を収めた者で具申のあったものについての審査に関する事務	10人以内
	文化会館運営協議会	文化会館の運営に関する重要な事項についての審議に関する事務	10人以内

議案第 17 号参考資料

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第31号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第 2 条、第 5 条関係)			別表(第 2 条、第 5 条関係)		
区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額	区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
教育委員会委員	月額 45,000	旅費条例による副市長相当額	教育委員会委員	月額 45,000	旅費条例による副市長相当額
選挙管理委員会委員長	月額 17,200		選挙管理委員会委員長	月額 17,200	
選挙管理委員会委員	月額 14,800		選挙管理委員会委員	月額 14,800	
公平委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000		公平委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	
監査委員（識見を有する者）	月額 76,400		監査委員（識見を有する者）	月額 76,400	
監査委員（議会選出）	月額 32,100		監査委員（議会選出）	月額 32,100	
農業委員会会長	月額 23,600		農業委員会会長	月額 23,600	
農業委員会会長代理	月額 21,600		農業委員会会長代理	月額 21,600	
農業委員会委員	月額 20,600		農業委員会委員	月額 20,600	
農地利用最適化推進委員	月額 20,600		農地利用最適化推進委員	月額 20,600	
固定資産評価審査委員	1回 7,200		固定資産評価審査委員	1回 7,200	

議案第 17 号参考資料

会委員	ただし、会議の時間が4時間以内 の場合 5,000		会委員	ただし、会議の時間が4時間以内 の場合 5,000	
職員懲戒審査委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内 の場合 5,000		職員懲戒審査委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内 の場合 5,000	
選挙長	選挙1回につき 14,900	旅費条例による8 級職相当額	選挙長	選挙1回につき 14,900	旅費条例による8 級職相当額
投票管理者	選挙1回につき 14,900		投票管理者	選挙1回につき 14,900	
期日前投票所の投票管理者	日額12,300以内において市長が定める額		期日前投票所の投票管理者	日額12,300以内において市長が定める額	
開票管理者	選挙1回につき 14,900		開票管理者	選挙1回につき 14,900	
投票立会人	日額14,400以内において市長が定める額		投票立会人	日額14,400以内において市長が定める額	
期日前投票所の投票立会人	日額12,000以内において市長が定める額		期日前投票所の投票立会人	日額12,000以内において市長が定める額	
不在者投票施設外部立会人	日額10,700以内において市長が定める額		不在者投票施設外部立会人	日額10,700以内において市長が定める額	
開票立会人	選挙1回につき 13,700		開票立会人	選挙1回につき 13,700	
選挙立会人	選挙1回につき 13,700		選挙立会人	選挙1回につき 13,700	
産業医	月額 50,900		産業医	月額 50,900	
区長	年額 304,850				

副区長	年額 155,200				
審理員(行政不服審査法による者)	日額 10,000				
行政不服審査会委員	日額 10,000		行政不服審査会委員	日額 10,000	
統計調査員	国又は県が定める額		統計調査員	国又は県が定める額	
福祉事務所嘱託医	月額 60,000	旅費条例による 8	福祉事務所嘱託医	月額 60,000	
園医	年額 553,000 以内において市長が定める額	級職相当額	園医	年額 553,000 以内において市長が定める額	
園歯科医	年額 284,000 以内において市長が定める額		園歯科医	年額 284,000 以内において市長が定める額	
心身障害児通園施設嘱託医	年額 115,000 1時間 38,200		心身障害児通園施設嘱託医	年額 115,000 1時間 38,200	
心身障害児通園施設嘱託歯科医	年額 115,000 1時間 38,200		心身障害児通園施設嘱託歯科医	年額 115,000 1時間 38,200	
老人福祉センター健康相談医	1時間 38,200				
巡回支援専門員	1回 5,000	旅費条例による 3 級職相当額			
介護認定審査会委員	1回 20,000	旅費条例による 8	介護認定審査会委員	1回 20,000	
地域包括ケア連絡協議	1回 10,000	級職相当額	地域包括ケア連絡協議	1回 10,000	

会委員			
老人ホーム	医師	1 回 20,000	
	老人福祉	1 回 10,000	
入所判定委 員会委員	施設の長		
障害程度区分認定審査 会委員		1 回 20,000	
		ただし、審査件数が 7 件以下の場 合 13,000	
予防接種医		年額 20,000	
		1 時間 38,200	
母子保健嘱託医		年額 44,800	
		1 時間 38,200	
乳幼児歯科健診医		1 時間 38,200	
成人・老人医科歯科健診 医		1 時間 38,200	
保健センター管理者		月額 28,100	
休日診療所診療所長		月額 28,100	
休日診療所副診療所長		月額 24,000	
休日診療所嘱託医		日額 144,750 以内	
休日診療所薬剤師		日額 49,500 以内	
休日診療所嘱託員		1 勤務日（休日診療勤務日及び翌	旅費条例による 3

会委員			
老人ホーム	医師	1 回 20,000	
	老人福祉	1 回 10,000	
入所判定委 員会委員	施設の長		
障害程度区分認定審査 会委員		1 回 20,000	
		ただし、審査件数が 7 件以下の場 合 13,000	
予防接種医		年額 20,000	
		1 時間 38,200	
母子保健嘱託医		年額 44,800	
		1 時間 38,200	
乳幼児歯科健診医		1 時間 38,200	
成人・老人医科歯科健診 医		1 時間 38,200	
保健センター管理者		月額 28,100	
休日診療所診療所長		月額 28,100	
休日診療所副診療所長		月額 24,000	

議案第 17 号参考資料

		日等の報告日をいう。) 18, 級職相当額 800					
市街地整備アドバイザー	1 回	25, 600		市街地整備アドバイザー	1 回	25, 600	旅費条例による 3 級職相当額
消防団長	年額	223, 900	旅費条例による 8	消防団長	年額	223, 900	旅費条例による 8
消防副団長	年額	176, 100	級職相当額	消防副団長	年額	176, 100	級職相当額
消防分団長	年額	101, 800		消防分団長	年額	101, 800	
消防副分団長	年額	69, 700		消防副分団長	年額	69, 700	
消防部長・班長	年額	44, 200		消防部長・班長	年額	44, 200	
消防団員	年額	41, 200		消防団員	年額	41, 200	
学校医	内科、外科	年額 1 基本額 275, 000 2 人数割 1 人 1, 350 3 管理料 150, 000 4 就学時健康診断 28, 000 0 ただし、基本額及び人数割につ ては、担当医の人数で除した金額		学校医	内科、外科	年額 1 基本額 275, 000 2 人数割 1 人 1, 350 3 管理料 150, 000 4 就学時健康診断 28, 000 0 ただし、基本額及び人数割につ ては、担当医の人数で除した金額	
	眼科	年額 1 基本額 275, 000			眼科	年額 1 基本額 275, 000	

		2 人数割 1 人 189	
		3 管理料 15,000	
	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割 1 人 189 3 管理料 15,000	
衛生管理医		1回 20,000	
適応指導専門医		1回 20,000	
学校歯科医		年額 1 基本額 275,000 2 人数割 1 人 527 3 管理料 15,000 4 就学時健康診断 28,000 0	
学校薬剤師		年額 117,000	
いじめ等に関する重大 事態発生時調査委員会 委員		日額 20,000	
青少年健全育成推進員	年額 21,000	旅費条例による 8	

		2 人数割 1 人 189	
		3 管理料 15,000	
	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割 1 人 189 3 管理料 15,000	
衛生管理医		1回 20,000	
適応指導専門医		1回 20,000	
学校歯科医		年額 1 基本額 275,000 2 人数割 1 人 527 3 管理料 15,000 4 就学時健康診断 28,000 0	
学校薬剤師		年額 117,000	
いじめ等に関する重大 事態発生時調査委員会 委員		日額 20,000	
学校運営協議会委員		1回 1,250	
青少年健全育成推進員	年額 21,000		

		級職相当額	上記以外の附属機関の	1 回 7, 2 0 0	
上記以外の附属機関の	1 回 7, 2 0 0	旅費条例による 8	委員その他の構成員	ただし、会議の時間が 4 時間以内	
委員その他の構成員	ただし、会議の時間が 4 時間以内	級職相当額		の場合 5, 0 0 0	
	の場合 5, 0 0 0				

豊明市国民健康保険税条例（昭和 47 年豊明市条例第 46 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。 4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に	（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。 4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に

係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に10分の5.95を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の7.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,900円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属

係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に10分の6.05を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,300円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属

する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 20,900円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.75を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条において同じ。）以外の世帯 20,900円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 7 0 0 円

(2) 特定世帯 2, 8 5 0 円

(3) 特定継続世帯 4, 2 7 5 円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に1 0 0 分の1. 4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に1 0 0 分の0. 8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6, 7 0 0 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4, 5 0 0 円とする。

(賦課期日)

第10条 (略)

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 8 0 0 円

(2) 特定世帯 2, 9 0 0 円

(3) 特定継続世帯 4, 3 5 0 円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に1 0 0 分の1. 5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7, 4 0 0 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4, 7 0 0 円とする。

(賦課期日)

第12条 (略)

(徴収の方法)

第13条 国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第 1 2 条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第 1 3 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額 (第 2 3 条の規定による減額が行われた場合には、この条の国民健康保険税の額とする。以下次項において 同じ。) を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日 (国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日) の属する 前月まで月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額を課する。

3 第 1 項の賦課期日後に第 1 条第 2 項の世帯主 (以下本条までにおいて「2 項世帯主」という。) である国民健康保険税の納税義務者が同条第 1 項の世帯主 (以下次項までにおいて「1 項世帯主」という。) となった場合には、当該 1 項世帯主となった日を第 1 項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該 1 項世帯主となった者を 2 項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該 1 項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第 1 項の賦課期日後に 1 項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が 2 項世帯主となった場合には、当該 2 項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の

(納期)

第 1 4 条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第 1 5 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額 (第 2 3 条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。) を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日 (国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日) の属する 月の前月まで月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額を課する。

3 第 1 項の賦課期日後に第 1 条第 2 項の世帯主 (以下次項までにおいて「2 項世帯主」という。) である国民健康保険税の納税義務者が同条第 1 項の世帯主 (以下次項までにおいて「1 項世帯主」という。) となった場合には、当該 1 項世帯主となった日を第 1 項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該 1 項世帯主となった者を 2 項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該 1 項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第 1 項の賦課期日後に 1 項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が 2 項世帯主となった場合には、当該 2 項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の

額を当該２項世帯主となった者を１項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該２項世帯主となった日（国民健康保険法第６条第１号から第５号までのいずれかに該当することにより２項世帯主となった場合において、当該２項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

５～８ （略）

（特別徴収）

第１４条 （略）

（特別徴収義務者の指定等）

第１５条 （略）

（特別徴収税額の納入の義務等）

第１６条 （略）

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第１７条 （略）

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第１８条 （略）

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第１９条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第７１８条の８第２項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと

額を当該２項世帯主となった者を１項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該２項世帯主となった日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより２項世帯主となった場合において、当該２項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

５～８ （略）

（特別徴収）

第１６条 （略）

（特別徴収義務者の指定等）

第１７条 （略）

（特別徴収税額の納入の義務等）

第１８条 （略）

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第１９条 （略）

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第２０条 （略）

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第２１条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第７１８条の８第２項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと

認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) (略)

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

(徴収の特例)

第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間にお

認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) (略)

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

いて到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額をそれぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

- 2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

- 第22条 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる時は、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第25条により別に定める納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において当該申出について相当の理由があると認められる時は、市長は当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,630円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

(イ) 特定世帯 7,315円

(ウ) 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,060円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,610円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

(イ) 特定世帯 7,315円

(ウ) 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 9 9 0 円

(イ) 特定世帯 1, 9 9 5 円

(ウ) 特定継続世帯 2, 9 9 3 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 6 9 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 1 5 0 円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき1 0, 4 5 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 0, 4 5 0 円

(イ) 特定世帯 5, 2 2 5 円

(ウ) 特定継続世帯 7, 8 3 8 円

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 0 6 0 円

(イ) 特定世帯 2, 0 3 0 円

(ウ) 特定継続世帯 3, 0 4 5 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 1 8 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 2 9 0 円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき1 1, 1 5 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 0, 4 5 0 円

(イ) 特定世帯 5, 2 2 5 円

(ウ) 特定継続世帯 7, 8 3 8 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 850円

（イ） 特定世帯 1, 425円

（ウ） 特定継続世帯 2, 138円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3, 350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2, 250円

（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 180円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3, 250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 900円

（イ） 特定世帯 1, 450円

（ウ） 特定継続世帯 2, 175円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3, 700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2, 350円

（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 180円

(イ) 特定世帯 2, 090円

(ウ) 特定継続世帯 3, 135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 140円

(イ) 特定世帯 570円

(ウ) 特定継続世帯 855円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 340円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について900円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 180円

(イ) 特定世帯 2, 090円

(ウ) 特定継続世帯 3, 135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 160円

(イ) 特定世帯 580円

(ウ) 特定継続世帯 870円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について940円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条において同じ。）である場合における第3

第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」とする。

（国民健康保険税に関する申告）

第24条 （略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 （略）

（国民健康保険税の減免）

第24条の3 （略）

（国民健康保険税の納税通知書）

第25条 （略）

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、市税条例 の定めるところによる。

条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第24条 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」とする。

（国民健康保険税に関する申告）

第25条 （略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第26条 （略）

（国民健康保険税の減免）

第27条 （略）

（国民健康保険税の納税通知書）

第28条 （略）

第29条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号） の定めるところによる。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同

法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義によ

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義によ

る所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金

る所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金

額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第1

額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第1

0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年豊明市条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（償還等） 第15条 （略） 2 （略） 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条まで</u> <u> </u>の規定によるものとする。	（償還等） 第15条 （略） 2 （略） 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>

豊明市保育所保育の実施条例（昭和62年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、豊明市内に設置される保育所（以下「保育所」という。）の保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （保育料） 第3条 市長は、<u>前条の規定により入所した児童の保護者から、児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、保育料を徴収する。ただし、3歳以上児（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）については、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定による保育料は、別表に定める額とする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>豊明市立保育所（豊明市立保育所設置条例（昭和49年豊明市条例第11号）第2条に定める保育所をいう。以下「保育所」という。）における</u>保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 （保育料） 第3条 市長は、<u>入所する児童の保護者から、別表に定める額を、保育料として</u>徴収する。ただし、3歳以上児（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）については、この限りでない。 <u>2 前項の場合において、豊明市に居住地を有しない入所児童については、居住地の市町村が定める額を徴収するものとする。ただし、当該居住地の市町村が保育料を徴収する場合については、この限りでない。</u>